

五島の分牌式家族慣行

内藤, 莞爾
九州大学

<https://doi.org/10.15017/2231596>

出版情報 : 九州人類学会報. 5, pp.42-53, 1977-12-15. Kyushu Anthropological Association
バージョン :
権利関係 :

五島の分牌式家族慣行

九州大学 内藤莞爾

問題の所在

われわれは、この10年あまり、五島列島のキリスト教系（カトリックおよびキリシタン）の家族について、その相続・分家慣行の調査を続けてきた。調査結果は、いろいろな機会に報告してきたが、本日の発表は、こうした研究歴からすれば、そのまとめの1つに相当する。もっと正確には、コントロール・グループの1つとみることができる。われわれの調査結果からすれば、五島キリスト教系家族の分封スタイルは、隠居分家を含めての、いわゆる末子相続型に属するものであった。ところでこうした家族慣行については、当のキリスト教系の住民、また非キリスト教系の住民も、ともにこれを母村から五島に持ち込んだ、としている。なおこの慣行は、外国の伝導師が教えた、とする見解も行なわれている。ところで非キリスト教系の主力は、いうまでもなく仏教系であるが、かれらは、その相続タイプを長子相続だと主張している。そこでもしそうだとすれば、キリスト教系の外来者はいわゆる相続形態については末子相続、仏教系の地元民は長子相続という、まことに鮮かな対極がえがかれることになる。五島のキリスト教系の人たちは、現在、島民の約15%を占めているけれども、かれらの先祖はそのほとんどが近世の末期、西彼杵半島の外海地方から渡海してきた。これは、史実の示すところである。したがって「母村から持ち込んだ」ことに裏づけるには、外海地方の実態を明らかにしなくてはならない。また「仏教系の地元民は長子相続」だと言うかぎりには、ここでも実態が示されなくてはならない。外海地方の調査は、目下、これを進めているが、本日の発表は、後段の仏教系地方民の家族慣行を報告することにしたい。

1. 地域の概況

対象としたのは、福江市下大津郷岸ノ上部落であるが、この部落は、藩政期には福江掛大津村に属していた。大津村は、町村制とともに福江村大津郷となり、市制の施行（昭和29年）によって、福江市大津町となった。しかし郷制はまだ生きていて、大津町は上大津郷と下大津郷とに分かれ、対象地の岸ノ上は、下大津・水ノ窪の2部落とともに、下大津郷を構成している。福江の市街地に南接しており、一部には都市化の傾向もみられるけれども、戸数90のうち、転入戸は8戸にすぎない。しかも農家が過半を占めていて、まだ地方色がきわめて濃厚である。農家の平均経営規模は163アールに当たり、市の平均109アールを大きく上回っている。専業農家も4割に達している。ただ水田率は、全市と同じ16%にとどまり、畑作村という性格は明瞭である。事実、3割

の農家は、まったく水田を欠いている。畑作の内容は、甘藷が全面的に撤退したあと、煙草作と養蚕とが伸びてきた。なお90の在住戸であるが、これはそのすべてが独立世帯なのではない。実は15戸の隠居世帯を含んでいる。逆に住民票では同世帯となっているが、隠居所を持つ9世帯が数えられる。隠居慣行のさかんなことが推測されるわけである。

2. 記録にみる投影

家族分封の実態は、次節以下で述べることにして、ここでは記録にも出てくる奇妙な慣行を指摘しておきたい(敬称略)。

(1) 過去帳

興徳院仁王清照居士	十月三十日 江口 亀藏 八十三歳	久木山 江口 権市父
興昌院仁法妙栄大姉	六月二十二日 江口 チヨ 八十歳	久木山 江口多四郎母

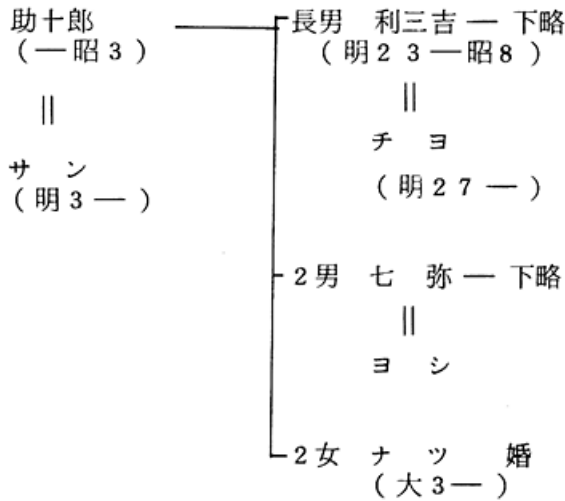
これは対象地にも檀家を持つ、福江市吉田町(旧本山村)明星院(真言宗)の過去帳からの摘記である。法号からも察せられるように、故人の江口亀藏とチヨとは夫婦であって、亀藏は昭和40年、チヨは44年、それぞれ天寿を全うして他界した。ところが施主の項をみると、父は江口権市、母は江口多四郎となっている。権市は長男、多四郎は3男であって、2男は太平洋戦争で散華している。したがって多四郎は、実質2男ということになる。なおこの3人は、いずれも故人の実子であって、養子・継子の関係にはない。これは、他の報告例もあるけれども、分牌式と呼ばれる慣行である。すなわち位牌を分けるという意味であって、親の死後は、その祭祀の責任者が、父と母とでちがってくる。多く父の葬儀・法要、墓の管理は長男がこれに当たり、母のそれらは、2男がこれを負担する。それだけではない。他の報告例によると、生前、両親はすでにその居を別にしていて述べている。すなわち子どもの始末がみなつくと、親は隠居生活に入るけれども、その隠居する場所が、父と母とで別になってくる。多くの父は長男家に、母は2男家に引きとられる。分住式といわれる慣行である。そこでこの生前における分住式の延長として、死後の分牌式が実現するならば、慣行そのものは奇妙であっても、これは素直に理解することができる。では対象地については、どうであろうか。問題の1つであるといえる。

(2) 除籍簿

江口家は、旧村を異にしているので、その生前を追うことができなかったが、ところが下大津郷の除籍簿を繰ってみると、ここでも分住式を思わせるいくつかの記載が出てくる。1例を挙げると、別図の橋本家がそれである。当家では、2男・2女を持ったが、長女は夭折している。2女は出嫁

した。

例1 橋本家



そこで母・サンの条をみると、「昭和三年十一月三日 夫助十郎死亡ニ因り婚姻解消 南松浦郡福江町下大津郷七百五十二番地橋本七弥籍ニ届出 昭和十六年十一月九日受付 除籍」とある。母のサンが夫の助十郎と死別したのは、サンが52歳のときであり、2男の七弥のところに入籍したのは、69歳のときであった。その間の実態は、戸籍のうえでは判らない。なお入籍した昭和16年当時、七弥家には2男・1女がいた。しかしいかに独り身になったとはいっても、母が本籍を離れて、あえて2男家に入籍しようとする。少なくとも戸籍面にとどめようとする。長男も2男も、サンの子どもである。とすれば、やはり母と2男との伝統的な結びつきを考えざるをえない。

3. 実態の報告 — その1 —

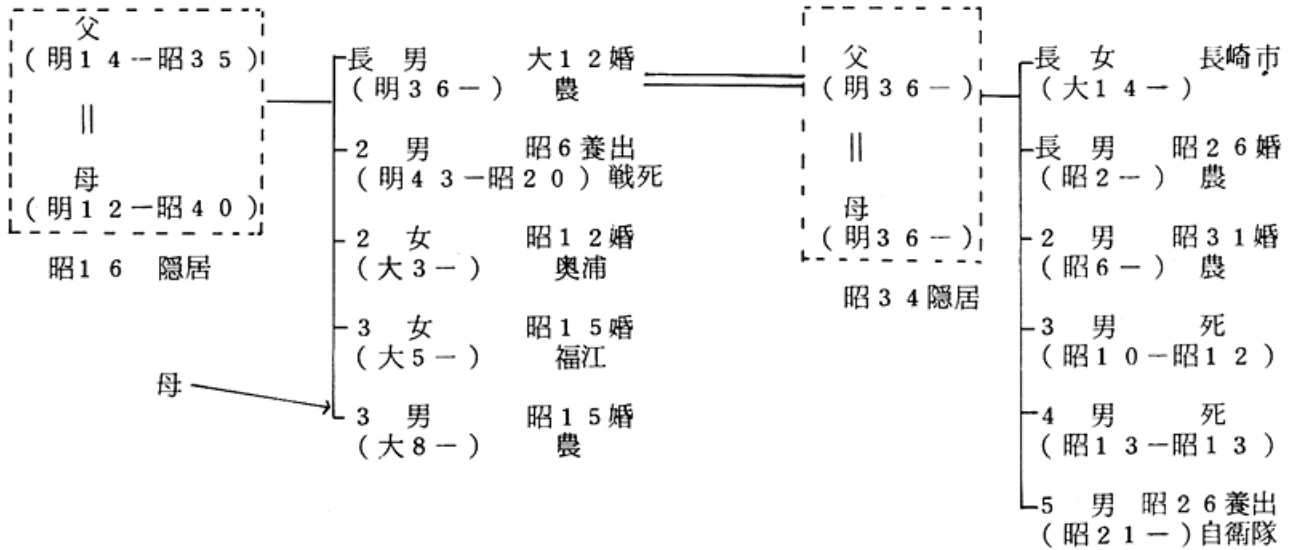
そこでこうした記録を踏まえて、いよいよ実態の報告に移ることにしたい。はじめに1例を挙げて、分封のプロセスを追ってみたい。先代・当代、2代にわたる実績である。

例2 A 家 (複子)

まず先代であるが、ここでは3男・3女が生まれた。しかし長女は幼死して、あとの5人が育った。さて長男は、大正12年、20歳で結婚する。親は、3年ほど長男夫婦と同居するけれども、同村のS家の家を買って、親と2男以下の4人とがこれに移った。父45歳、母47歳のときである。その後、2男は、昭和6年、福江町に養子として出るが、出征してマラリアにかかり、台湾で戦病死する。2女は、12年、奥浦村(現在、福江市)に、3女は、15年、福江町に出嫁した。そして同年、3男が21歳で結婚する。すると両親は、住んでいた家をこの3男夫婦に譲り、隣に

例2 A 家 (複子)

先 代 当 代



隠居所を造って、ここに移った。父60歳、母62歳のときである。こうして昭和35年、父が他界し(79歳)、5年たって母が永眠した(85歳)。なお父の死後、母は3男(実質2男)にかかって、位牌も3男が祀っている。父のそれは本家にあるので、まさに分牌式である。しかし両親とも隠居所で果てたので、分任の事実はない。なお財産分けについては、分明を欠くけれども、もともと小作農であつたらしく、父が長男に譲ったのは、たったの田2畝であつたという。

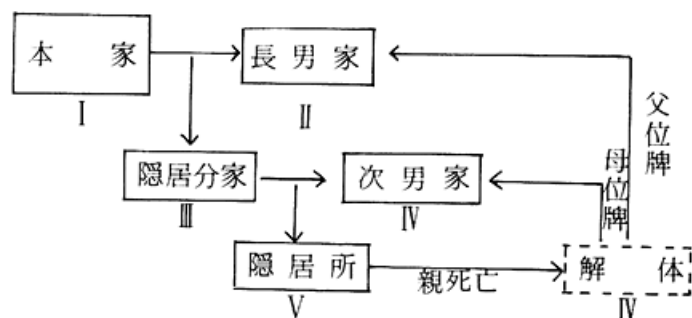
次に当代、すなわち前項の長男家である。当家は、5男・1女を持ったが、3男・4男とは幼死しており、結局、子どもは4人ということになる。さて長男が昭和26年に結婚すると、1年ほどたって、親は2男を連れて、別の家に移った。長女は未婚のまま長崎に出ており、5男は前年、Y家の養子となっている。それから4年して、2男が結婚する。そこで3年ほどして、次男夫婦に子どもが1人出来たころ、両親は今いる家の横に隠居所を造り、そこに移って現在に至っている。なお隠居分家したのは、父49歳、隠居所に退いたのは、56歳のときである。財産分けは、長男に田4畝、畑8反5畝、次男に田1反、畑8反を分与した。隠居分の控除はない。ただ現在のところ、隠居世帯の負担は、長男家のほうが多い。老人には年金があり、また野菜をつくって売ったりしているが、米と味噌とは本家から持ってくるという。そして両親とも健在なので、この当代では、分任も分牌もおこっていない。

そこで本例からも推察されるように、対象地の家族分封のプロセスは、次のように確定すること

ができる。すなわち長男が結婚すると、親はなるべく早い機会に、残りの世帯員とともに、別の家に移る。いわゆる隠居分家の方式であって、このあたり、通日本的な長子家督が、親夫婦と長男夫婦の終生的同居を前提としているのとは、根本的にちがっている。とともにこれは、長男以下を分家させていく、末子相続の方式とも異なるものである。しかし当地の隠居分家は、これ1回にとどまっている。すなわち2男が結婚すると、今いる家を次男夫婦に渡して、親は隠居所に入る。この過程のうちで、娘の婚出、3男以下の独立が進められるが、なお未婚の子女が残れば、これを隠居所へと帯同して、さらに分出が進められる。こうして老夫婦は、経済的な独立は不十分であるが、別棟・力カマドの生活を維持する。そして一方が他界しても、残った親は、なおこの暮らしを続けようとする。そして死後、父の位牌は本家で、母の位牌は2男家で祀られる。隠居所は、両親が死亡した段階で、これが解体されるか、別の用途に転用されるかする。それから親の隠居所入りであるが、A家では先代・当代ともに、老夫婦そろってこれを果たした。しかしそうとはかぎらない。片親が分封過程中に他界すれば、残った親だけの単独隠居が実現する。もともと当地の慣行は、親と子夫婦の不同居を根幹としている。したがって片親となっても、この原則が貫かれて、親はやがて居を別にしなくてはならない。

次に財産分けであるが、A家の先代は、ほとんど財産を残さなかったので、当家ではやや異例の措置となった。しかし慣例によると、先祖代々の分は長男に譲って、自分の稼いだ分で2男家を仕立てる。稼いだ分がないと、長男に7、次男に3ぐらいの割で分ける（A家の先代は、親からほとんど分けてもらわなかったので、子に対する配分も、均分に近いものとなったという）。そこで奇妙なのは、3男以下の処遇である。A家の先代は、男子は2人だけが残し、当代は、3男が養子に出た。したがって問題はないけれども、慣行によると、3男以下には、家を与えることもなく、財産分けもない。これらは、養子に出たり、手に職をつけて他出させたりする。もっともなにかの金品の贈与はあるけれども、土地の分与はまったくない。村内に住む3男以下にも、これが行なわれない。例は挙げなかったが、われわれの調査した事例でも、これは慣行のとおりであった。表現は妥当を欠くけれども、どうやら「3男以下カット」の気配が濃厚である。

図1 家族周期の展開（複子）



この過程において、
3男以下の放出、娘
の出嫁が行なわれる。

そこで以上の記述をあえて図示すれば、図1のようになるであろう。

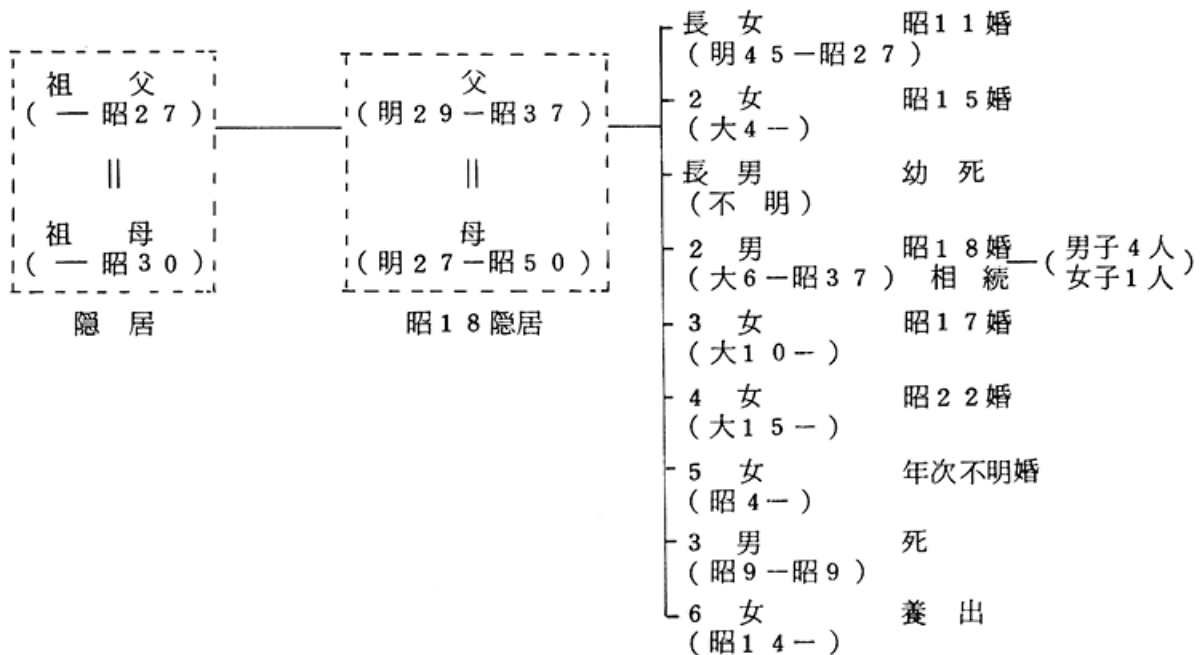
4. 実態の報告 —その2—

生存男子の数

		実数	%
単子	独り子	14	25.0
	聳取り	4	7.1
	養子	5	8.9
複子	2子	16	28.6
	3子	8	14.3
	4子	6	10.7
	5~8子	3	4.8
計		56	100.0

さて前節では、「3男以下カット」のことを述べた。長子単独相続の場合、通日本的にも、長男と2、3男以下との差等が観察されるが、対象地の「カット」は、これとはまたちがってくる。けれども対象地点の全体としては、この「カット」を要しない家系が意外と多い。われわれは、転入戸を除いた全戸について、これを親子関係を軸とした56のセットに組み替えてみた。そしてこれを成人男子の数という点から分類すると、別表のようになる。先代と当代の双方が含まれるが、最も多いのは、2子の28%である。しかしここでは分封・分産・分牌は行なわれても「3男以下カット」は起こりえない。それだけでない。独り子・聳取り・養子があわせて41%現われる。結局、「カット」を要するのは全体の30%、すなわち3分の1以下となってくる。言いかえると、以上の慣行を実行に移す家系は、そう多くないことになる。では独り子・聳取り・養子、つまりわれわれが「単子」と呼んだ事例にあっては、これはどのように展開するであろうか。予想される局面もあるけれども、「複子」の場合にならって、1例を挙げてみることにしたい。本例は、独り子の事例であるが、聳取り・養子も、これに準じてみることができる。

例3 B 家（独り子）



例3 B 家（独り子）

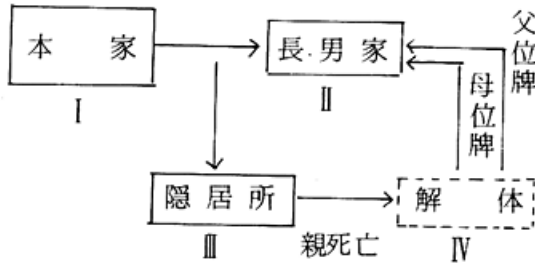
当家は、3男・6女を生むけれども、長男・3男は幼死して、男子は2男だけが残った。そしてこの2男が、昭和18年に結婚する。2男26歳のときであって、父は57歳になっていた。当時長女・2女・3女はすでに出嫁していて、6女は養女として出ている。そこで親は4女・5女の2人を連れて、母屋の横に隠居所を建て、これに移った。そしてこの2人の娘は、隠居所から出嫁させた。ところが当家では、まだ祖父母が存命中で、これは母屋から50米ほど離れたところに隠居している。父も独り子だったので、両親（祖父母）の面倒をみることになったのである。しかし祖父は27年に、祖母は30年に他界する。そこで両親は、この祖父母の隠居所に移って、これまでの隠居所は解体した。ところが2男（跡とり）は37年に事故死して、そのショックもあって、同年、父親も他界する。こうして母1人ということになった。2男には4男・1女があり、この2男の長男、つまり長孫は、当時、18歳であった。しかしこれが44年に結婚する。そこでこの長孫の母、つまり未亡人となった嫁も、隠居しなければならないことになった。長孫以外の3人の弟は長崎と名古屋とに出ている。残っているのは、娘1人だけである。そこで未亡人の嫁は、この娘を連れて、母の隠居所に合流することになった。そして50年、母の死亡によって、2世代にまたがる隠居に終止符を打って、嫁だけの単独隠居となったのである。なお父から次男への財産相続は、むろん一括であって、また祖父母・両親の位牌も、同家で祀られている。ただ嫁は、すでに隠居の身分なので、長孫がその管理を行なっている。

そこでこのB家では、2世代の隠居が連続して、やや複雑になったけれども、しかし原則はきわめて簡単である。すなわち財産相続は一括であって、むろん分牌は行なわれない。しかしここでも、隠居はかならず実行される。嫁が来れば、たとえ独り息子でも、親はこれと同居することができない。通日本的な「家」制度のもとでは、独り息子はかけがえのない跡とりとして、いわば「掌中の玉」であった。けれども当地では、このイメージがうすい。またこの独り子に嫁いできた女性も、「嫁」というよりも、子の「妻」の性格を濃くしてくる。仕えるべき親は、別世帯をなしているからである。

こうした状況は、さきにも触れたように、婿取り・養子の場合でも、根本的には少しも変わりがない。すなわち娘に婿が来れば、また養子が結婚すれば、親は追われるように、隠居所へと別居する。本家と隠居所との経済的協力については、家による差があるけれども、これらでは親の隠居所入りを境にして、なんらかの権利の委譲がなされる。その後、親はみずからも働きつつ、経済的には半独立の生活を続けるが、なお別棟・別カマドの体制は、これを維持しようとする。そして親が死亡すれば、葬式は本家から出すが、残った片親は、それでも隠居所をたたもうとはしない。こう

して最終的には、両親とも隠居所で果てて、位牌は本家の仏壇に納められる。したがって分牌はもちろん、分封・分産も起こりえない。さきの図1にならって図示すれば、これは別図のようになるであろう。

図2 家族周期の展開(単子)



独り子の場合、これに姉妹があれば、左の過程において、その出嫁が行なわれる。

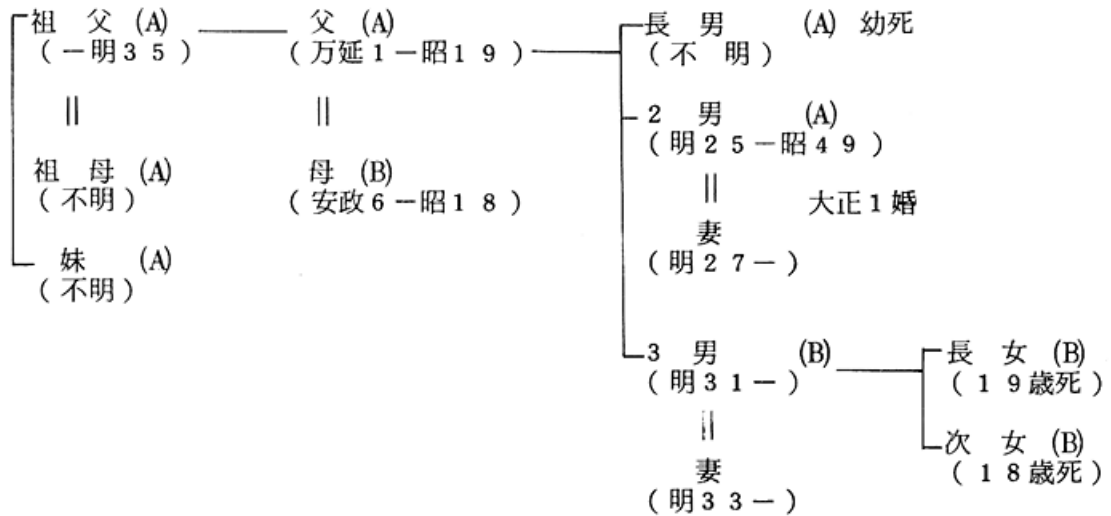
前図と対照するとき、ここでは隠居分家(Ⅲ)と2男家の創立(Ⅳ)とを省いて、ただちに隠居所への親の移動(V)が開始される。そして両親死亡にともなう隠居所の解体(Ⅳ)以後は、位牌とともに本家(長男家)の仏壇に安置される。要するに前図のⅢとⅣとがカットされて、VとⅥとに展開する。とともに位牌の行方には、2つのチャンネルが消えて、本家に向かう回路だけということになる。

そこでこう見てくると、独り子・婿取り・養子の場合、すなわち単子の場合、複子の場合の単絡型または“short form”の印象を受ける。形態的には、確かにそうであるが、しかしややくわしくながめると、そう言いきることはできない。ある程度、決定的なのは隠居所の所在地であろう。複子の場合、隠居分家を2男家に仕立て、親はさらに隠居所入りをするが、このときの隠居所は、概して今までいた隠居分家=2男家の近くに設けられる。隠居分家は、本家の屋敷の外に出ることが多いので、この場合、本家と隠居所との距離は、相対的にはなれてくる。これに対して単子の場合、隠居所入りの後、親は2度とここを移る必要がない。それに考えてもらうのは、この単子夫婦のほかにはない。こうして隠居所は、すべてがそうだというのではないが、本家の屋敷内に建てられることが多い。

5. 分牌式について

以上で家族分封のいちおうの分析を終わった。けれども表題の「分牌式」の実態については、これに触れるにとどまった。そこでこのさい1例を挙げて、ややくわしくながめてみたい。C家がそれである。

例4 C 家（分牌式）



例4 C 家（分牌式）

当家では、男子3人が生まれたが、長男は幼死した。そこで2男が大正元年、20歳で結婚する。父は52歳、母は53歳になっていた。そして結婚とともに、親は屋敷内に別の家を建てて、3男と一緒にここに移った。なお当家は小作農であって、屋敷以外に所有地がなかった。そして大正8年、3男が21歳で結婚する。3男は郵便局員だったが、親にも3男にも独立する力がない。そこで親との同居生活を5年ほど続けて、3男は100米ぐらい離れたところに、自力で分家していった。当時、すでに2子があった。したがって当家では、親が残って、3男が出ていったので、このあたり、慣行とはちがってくる。こうして敷地内の別棟が、居抜きのみで親の隠居所となった。両親は草履をつくったり、本家の手助けをしたりして暮らしていたが、昭和18年、母が74歳で他界する。しかし父はそのまま隠居生活を続けて、翌19年、85歳の高齢で永眠した。

そこで葬儀であるが、慣行にしたがって、母の遺体は次男家に移して、そこから出棺した。父のそれは本家に移して、葬儀を執行した。本家には、先代からの墓地があるけれども、2男家は、当然のことながら、これを欠いている。それで本家の墓のある共同墓地（郷有）の一角に、母の遺体を葬った。本家の墓地が広いと、その横に2男家の墓地をつくるという。しかしなにぶん土葬が慣行化されており、福江市では、現在でも火葬が条例化されていない。いきおい父と母の墓地は、なにほどかの距離を置くことになってくる。「借老同穴」ということばがあるけれども、当地の慣行では、「借老」は確かに貫徹される。しかし「同穴」ではなく、かえって「異穴」となることが多い。それから49日、100カ日に続いて、1周忌・3回忌に始まる祥月祥日の供養が執行され

て、慣行では50回忌で終止符が打たれる。こうした年忌・法要の類は、父なら長男、母なら2男の責任において行なわれる。石碑の建立には、いちおう子どもたちが協力するけれども、最終の責任者は、やはり長男と2男とに分かれてくる。そこでC家の本家と分家の仏壇をながめると、本家の箱位牌には、祖父母・祖父の妹、父・長男の位牌が納められている。家系図に(A)としたのがそれである。祖父の妹は、未婚のまま死亡したといわれる。なお2男すなわち本家の当主は昭和49年に他界している。これに対して分家の仏壇は、白木に法号を記したものを納めているが、母の位牌(B)を中央にして、19歳と18歳で若死した2人の娘の位牌を配している。祖母の位牌がなぜ本家に祀られているか。この点は不明であるけれども、父母の位牌は、明らかに、本家と分家とに分かれている。若干のコメントが加わったけれども、以上がC家の分牌式の実態である。

結 び

このあたりで、いちおうの結びとすることにしたい。以上を要約し、かつ族制上の特徴を指摘すると、次のようになるであろう。すなわち当地の家族分封は、基本的には隠居分家型に属するものであるが、ただこの型の適用が末子にまでは完徹しない。2男に家を譲ったあと、親は隠居所に入って、もう移動することはない。そして3男以下は、他産業・他地方へと求職・転出していく。分封の方式からすれば、不完全隠居分家である。それから財産は、不均分ながらも、長男と2男とに分与される。しかし3男以下は、無配分であるか、少なくとも農地の分与はなされない。なお独り子・婿取り・養子、すなわちわれわれのいう単子の場合には、隠居分家と2男家の創立、この2つの過程が省略される。したがって分与の問題も起こらない。しかし隠居は、かならず実行される。そこで当地の慣行を貫く原理は、というと、これはおそらく親夫婦と子夫婦、この2世代夫婦の不同居という点に求められる。すなわち直系家族の回避、核家族の推進である。そしてこの回避＝推進は、長男家・2男家に関するかぎり、親と未婚の子女の移動という形で行なわれる。あわせて娘の婚出、3男以下の放出がこれを助長する。なおこの回避＝推進の原因は、もっぱら子どもの側の結婚にあって、親の側にはない。すなわち親の年齢の上昇、能力の低下などは、なんの関係もない。いわんや法定隠居のように、制度的・法制的なものとは無関係である。またそうであるから、親はたとえ片親となっても、子どもの結婚を契機として、追われるように隠居分家をする。さらに隠居所への移動となってくる。さきのB家では、独り息子の結婚にもなって、父は47歳、母は49歳で隠居所に退いた。当時は祖父母が別の隠居所で暮らしていたが、これとはついに同居しなかった。老人同士であっても、2世代夫婦の不同居という原則は守られる。次いで同家では、この独り息子と父とがほとんど同時に死亡して、ここに親子2世代の後家が出現した。68歳の母と、42歳の嫁である。ところがその後、長孫が結婚したので、若後家は、母と同じ49歳の身空で、

隠居しなくてはならなくなった。

さてわれわれは、この報告のはじめで、橋本家の例を紹介して、当家では、父の死後、戸籍面では母が2男家に同居しているように記してあることを指摘した。同郷ではあるが、他部落であったため、実地検証を欠いたことを遺憾とするが、ただ当地の慣行からすれば、この戸籍面での「入籍」は、おそらく母が晩年、2男家の一員となったことを指すものではない。父の死後も、母は隠居所の暮らしを続けている。このことは、現住戸についても、9戸は独立した隠居世帯でありながら、住民登録のうえでは、子の世帯員となっている事実からも、推察することができる。なるほど起居にもこと欠くようになった段階で、母が2男家に引き取られることはありうる。または看護の必要から、2男家に移されることも考えられる。それに隠居分家経過後の隠居所は、2男家に接していることが多い。またなによりも、母の遺体は2男家に移されて、ここから出棺という運びとなり、さらに2男家の墓地に葬られる。こうした事実または予定のコースが、「入籍」に踏みきったのであって、隠居所の生活が解消されたとは考えられない。

なお本例と関連して、竹田旦氏の報告が注目されるであろう(『民俗慣行としての隠居の研究』、昭和39年、445頁)。すなわち同氏は、この種の慣行を(1)分住のみ、(2)分住・分牌複合、(3)分牌のみ、の3つに区別している。そして全国的に検出した15例のうち、(1)が2例、(2)が5例、(3)が8例という結果を報告している。ただこの分類と、いま問題の隠居生活の有無との相関は、同氏の報告には示されていない。そこで対象地の慣行は、この分類からすれば、(3)の分牌のみに属することになる。ただ当地についていえば、繰り返え述べたように、人生の末期に隠居所における老夫婦だけの生活、つまり純「偕老」の時期が設定されている。そしてこの時期は、老夫婦の一方が欠けても、なおその延長として持続される。すなわちこうした家族周期の構造的な特徴を持つことによって、分住から分牌への連続、いわゆる分住・分牌複合は、たとえ望んでも、当地では実現すべくもない。なお(1)の分住のみと(2)の分住・分牌複合の場合には、両親が別々の家に分かれることになっても、その時点で不完全ながら、両家において直系家族が形成される。ところが当地の慣行は、これさえも拒否しようとする。徹底した家族の核化、と評してよいであろう。

われわれは、この報告の冒頭で、岸ノ上部落をコントロール・グループの1つとして起用することを述べておいた。それは「仏教系の地元民は長子相続」といわれているからであった。岸ノ上部落が、五島列島の仏教系地元民を代表しているか。その保証は、十分な裏づけを欠くけれども、少なくとも類似した慣行は、宇久・小値賀などの島々でも報告されている。したがって平均的慣行としての断定は避けるにしても、しかし岸ノ上の慣行を通日本的な長子相続と見立てるならば、実態はこの表現と大きく距だってくる。なるほど両親の住む家は、長男が相続する。財産相続も長男の

ほうが多い。しかし3男以下の分家立てを行なわない、という制限がつけられる。しかしなによりも当地の長男は、結婚後、短期のタッチ・ゾーンを除けば、親と同居しない。また親は2男とも同居しないで、隠居所でその生涯を終わる。なるほど死後、位牌となってUターンするけれども、戻ってくるのは父親のそれだけで、母親のそれは、2男家に安置される。通日本的な長子家督は、家父長的な「家」制度に支えられているといわれる。ところが当地の慣行では、象徴たるべきところの父が本家を出て、ついに隠居所でその生涯を閉じる。またいかに父権の優先する権門勢家、あるいは上層農家にあっても、母の祭祀を2男に任せ、いくなれば霊界における「夫婦別れ」を実行した例を聞かない。五島キリスト教住民の家族慣行が、かれらの町村から持ち込んだものかどうか。これは、母村の調査に持たなくてはならないが、少なくとも非キリスト教系、すなわち仏教系地元民のそれは、定説化された長子相続ではない。そのことだけは言えるであろう。